

○経済産業省告示第二百七十七号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月七日から施行する。

平成二十八年十一月十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

第二号から第四号まで、第七号から第九号まで、第十三号及び第十四号中「第四条第九号」を「第四条第一項第九号」に改める。